

第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

2.1 別棟とみなすことができる渡り廊下の基準（S50. 3. 5 消防安26, S54. 5. 29. 28）

渡り廊下とは

屋根を有するものをいい、床及び手すり（壁）のみで構成されているものは橋である。（S53. 2. 21消防予32）

(1) 次のアからエまでに適合する渡り廊下で接続された棟は、別棟とみなす。

ア 用途

通行、運搬の用のみで、原則として同一棟との接続は、1か所（同一階）であること。

イ 構造等

構造	鉄筋（鉄骨鉄筋）コンクリート造又は鉄骨造
下地・仕上げ	準不燃材料以上（床仕上げ材除く。）
開口部に戸を設ける場合	不燃性の戸（不燃材料で造られた戸をいう。廊下の接続部分の出入口戸は含まない。）

ウ 幅員

6 m（一方又は双方が木造の場合は3 m）未満であること。

エ 接続部分の建築物相互の距離

双方の1階を接続する場合	6 m } を超えること。
双方又は一方の2階以上の階を接続する場合	

超えない場合は、次の(ア)から(ウ)に適合すること。

(ア) 廊下の接続部分から水平距離3 m以内の外壁及び屋根は、耐火構造又は防火構造であること。

(イ) (ア)の外壁及び屋根には開口部がないこと。

ある場合は、防火設備の防火戸を設けること。（一方の合計が4 m²以下）

(ウ) 廊下への出入口を4 m²以下とし、防火設備の防火戸を設け、さらに排煙設備を設けていること。ただし、吹き抜け等の開放型廊下又は、閉鎖型ヘッドを用いたスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備を設けた場合は、排煙設備は不要である。

出入口の戸（シャッターを除く。）は、常閉自閉式又は自火報か煙感連動式とする。

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

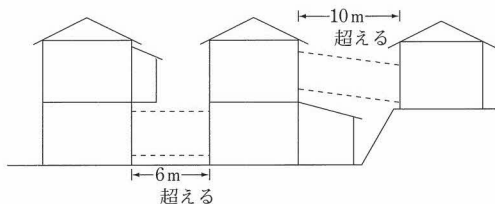
注1 排煙設備

排煙設備	{	自然排煙用開口部	屋根に設けるもの …… 幅は渡り廊下の幅の3分の1以上、長さは1m以上、面積1㎡以上 壁に設けるもの …… その両側に高さは1m以上、長さは渡り廊下の長さの3分の1以上、面積1㎡以上
		機械排煙設備 (非常電源付)	注 排煙設備の構造は、建基令126の3を準用する。

注2 エの距離の測り方



2.1 図1

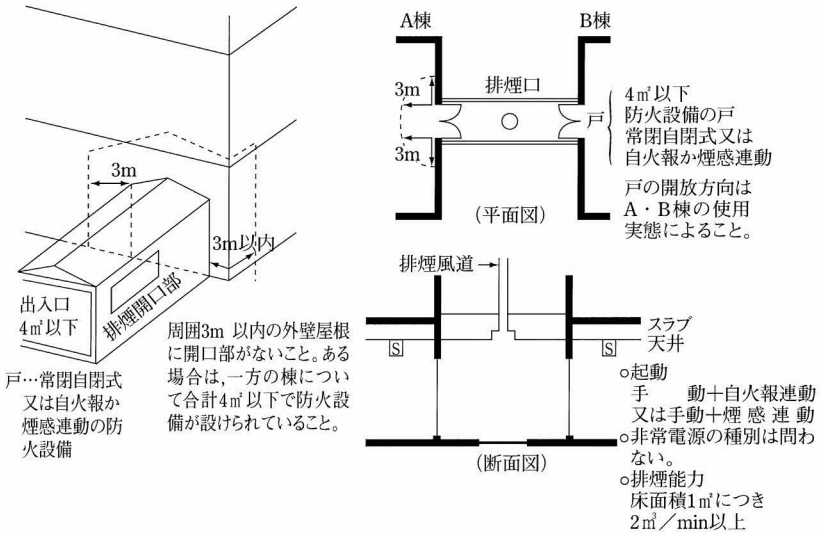


2.1 図2

注 廊下部分の床面積は、A棟、B棟の延べ面積により、あん分し、それぞれの棟の面積に加える。廊下部分の構造は、準耐の構造に適合するものとみなす（令11②の倍読み規定の適用などの場合）。

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

注3 エ(ア), (イ), (ウ)の例図



2.1 図3

注4 接続している棟を別棟とみなすことができる渡り廊下部分は、それぞれの棟ごとに必要とされる消防用設備等の有効範囲に入ること。

なお、消火器、自火報、非常警報設備・器具、誘導灯及び誘導標識以外の消防用設備等の設置を免除することができる。(S58, 4.14消防予62)

注5 渡り廊下のあん分例

3 F	300㎡			
2 F	300㎡	30㎡	2 F	150㎡
1 F	300㎡	40㎡	1 F	150㎡
A棟	900㎡	廊下70㎡	B棟	300㎡

2.1 図4

○A棟, B棟の比

A棟 $\frac{900}{900+300} = 0.75$, B棟 $\frac{300}{900+300} = 0.25$

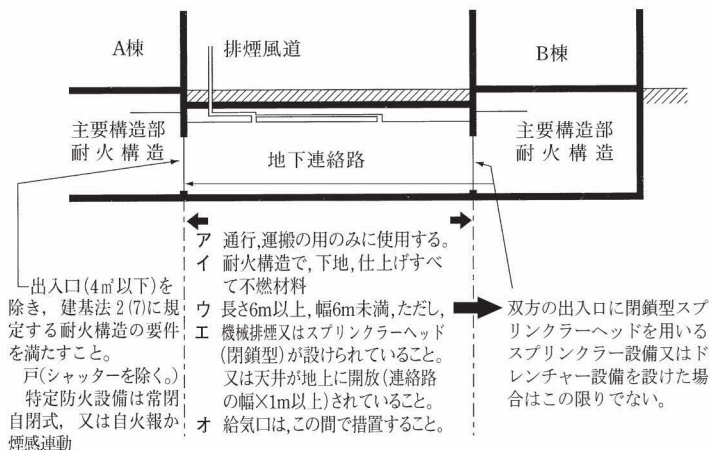
○あん分

	A棟		B棟
3 F	300 + 0 = 300		0
2 F	300 + (30×0.75) = 322.5		150 + (30×0.25) = 157.5
1 F	300 + (40×0.75) = 330		150 + (40×0.25) = 160
計 (延べ面積)	952.5 ㎡		317.5 ㎡

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

2.2 別棟とみなすことができる地下連絡路の基準（S50. 3. 5 消防安26, S54. 5. 29. 28）

- (1) 次に適合する地下連絡路で接続された棟は、別棟とみなす。（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。）



2.2 図1

注 連絡接続部が地上にあるか否かは問わず、構造的に地下通路の形態となっているもの。

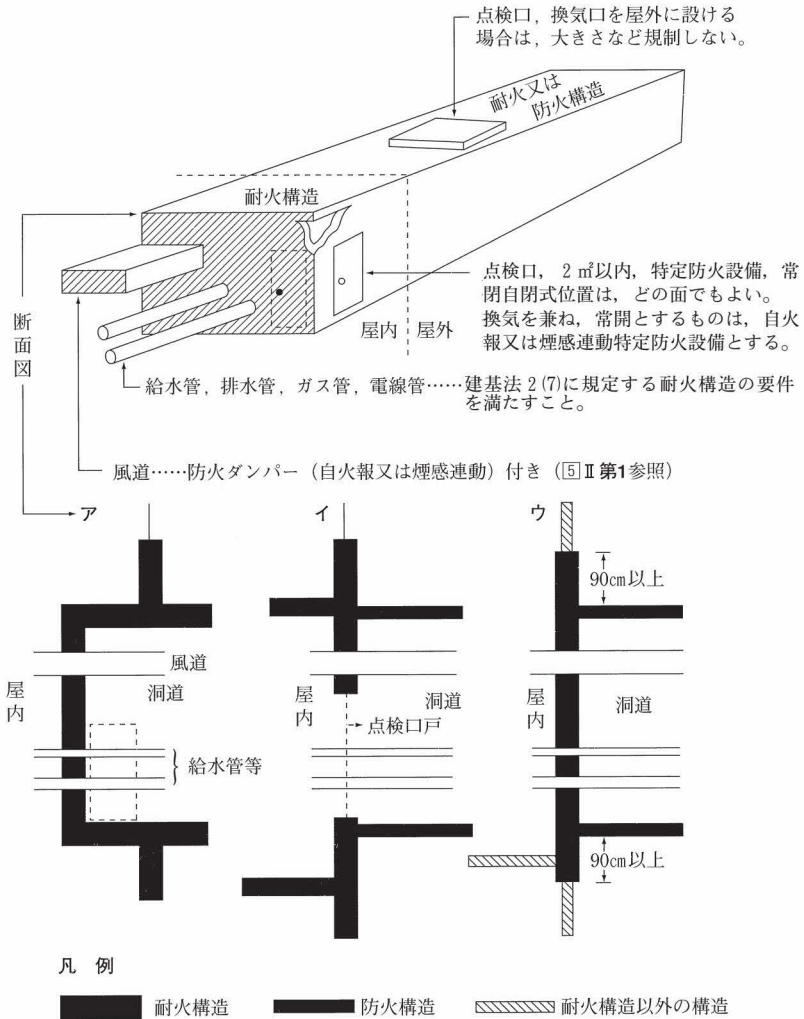
2.3 別棟とみなすことができる洞道の基準（S50. 3. 5 消防安26, S54. 5. 29. 28）

洞道とは

通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等のずい道をいうものであり、人の出入することのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

(1) 次に適合する洞道で接続された棟は、別棟とみなす。



注 洞道を設けなくて、風道等のみで接続されたものは、別棟である。
風道の場合は、防火ダンパーの設置を指導すること。

2.3 図1

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

2.4 棟がひさし、軒先で接続された場合の別棟の基準（S54. 5.29.28）

(1) 棟と棟がひさし（軒先含む。以下同じ。）で接続された場合の棟の扱いは、次の事項をめぐりとして判定する。

ア ひさしとひさしが接合（溶接など）されている場合 同一棟

イ ひさしとひさしが接触又は重なり合っている場合

(ア) 2.4 図1 ㊦又は㊧部分に壁又はシャッター等を設けている。

同一棟

(イ) C部分を通行の用にのみに供している。

別棟

（従業員が、便所、食堂、更衣室、休憩室、事務室等に行くためのみに通行する場合）

(ウ) C部分を通行及びA又はB棟から㊦又は㊧側への運搬の用にのみ使用している。

別棟

(エ) C部分に固定設備が設けられている。

（家庭用冷房設備の屋外ユニット程度のものを除く。）

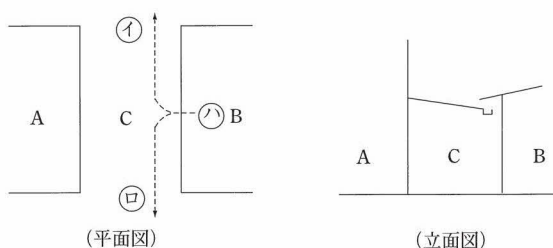
同一棟

(オ) C部分を常時物品の保管又は製造等に伴って排出されるくず等の貯蔵に使用している。

同一棟

(カ) A、B棟の設備等の配置から、従業員が絶えずC部分を通してA、B間を往来しないと作業ができないためA、B棟のC部分に面する壁の一部（シャッターがある場合は、これを含む。）が開放状態になっている。

同一棟



2.4 図1

2.5 令第8条（以下「令8区画」という。）の運用基準（S54. 5.29.28一部、H7. 3.31消防予53、H7. 7.28消防予166、H10. 5. 1 消防予67、H19. 10. 5 消防予344）

(1) 令8区画の構造要件について

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

令8区画については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。

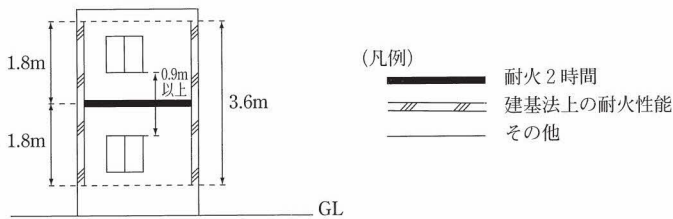
- ① 開口部が設けられていないこと。
- ② 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部（面積の小さい通気口、換気口等を含む。）相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。

※外壁又は屋根に求められる耐火性能は建基法上の求められる耐火性能を有すれば足りる。

令8区画の考え方

3.6mの範囲は耐火構造の壁とし、この部分にある開口部については防火戸であること。

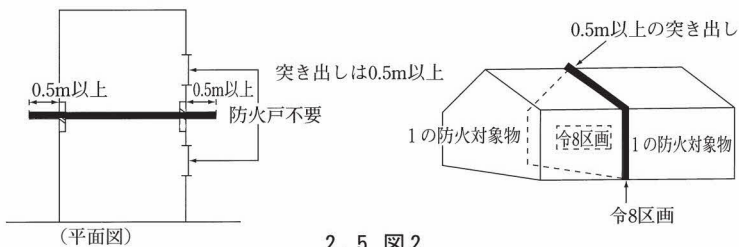
（スパンドレルは0.9m以上）



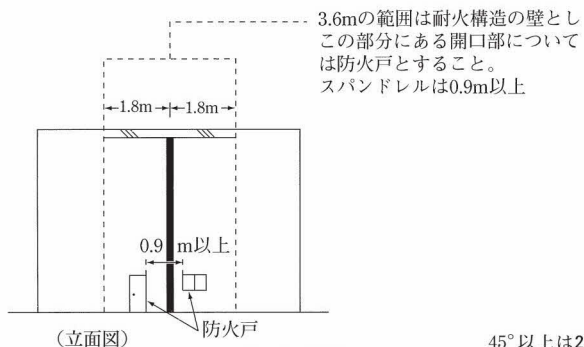
（立面図）

2.5 図1

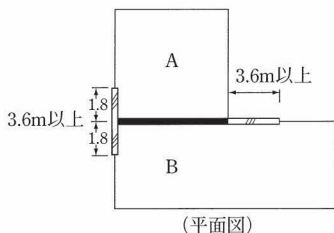
① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準



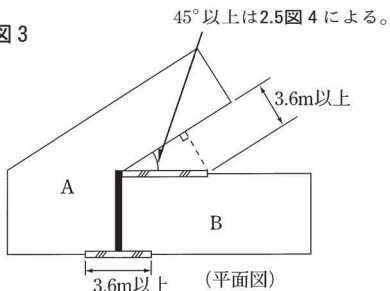
2.5 図2



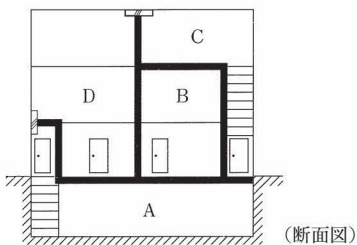
2.5 図3



2.5 図4



2.5 図5



区画されたA, B, C, Dの各部分の出入口がそれぞれ専用になっている。

2.5 図6

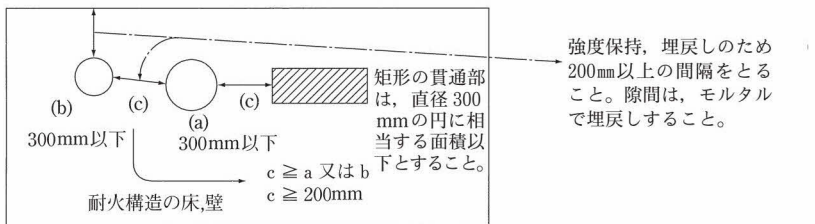
① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

(2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。ただし、給排水管（排水管に付属する通気管等を含む。）で次のア又はイの構造のものは、令8区画に適合するものとみなす。

ア 確認すべき事項

- (ア) 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。
- (イ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。
 なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。
- (ウ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。
- (エ) 配管及び貫通部は、一体で、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (オ) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (カ) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。



2.5 図7

イ 令8区画の鋼管等の取扱いについて

(ア) 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定めるa及びbに適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えない。

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

- a 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
 - b 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材に覆われていること。
- (イ) 鋼管等の種類
- 令8区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

a	JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管
b	JIS G3448	一般配管用ステンレス鋼管
c	JIS G3452	配管用炭素鋼鋼管
d	JIS G3454	圧力配管用炭素鋼鋼管
e	JIS G3459	配管用ステンレス鋼鋼管
f	〔旧〕 JIS G5525	排水用鋳鉄管
g	JWWA K116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
h	JWWA K132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
i	JWWA K140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管
j	WSP 011	フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管
k	WSP 032	排水用ノントールエポキシ塗装鋼管
l	WSP 039	フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管
m	WSP 042	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
n	WSP 054	フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管

※「JWWA」日本水道協会規格

※「WSP」日本水道鋼管協会規格

※上記以外の鋼管等については、（一財）日本消防設備安全センター評定品に限り使用できる。

(ウ) 貫通部の処理

- a セメントモルタルによる方法
 - (a) 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。
 - (b) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
 - (c) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。
- b ロックウールによる方法
 - (a) JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

(b) ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

(エ) 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、a又はbの措置を講ずること。

a 可燃物への接触防止措置

(a)に掲げる被覆材を(b)に定める方法により被覆すること。

(a) 被覆材

ロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

(b) 被覆方法

※床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

※壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

b 給排水管の着火防止措置

次の(a)又は(b)に該当すること。

(a) 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

(b) 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

(オ) 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の a 又は b によること。

- a 保温材として(㊦) a (a)に掲げる材料を用いること。
- b 給排水管にあっては、JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、(ウ)及び(㊦)の規定について、特に留意すること。

(カ) 配管等の接続

配管等を(ア)の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

- a 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。
- b 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、(b)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

(a) メカニカル接続

- (i) ゴム輪（ロックパッキン，クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (ii) 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (iii) あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (iv) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (v) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け，ゴム輪を挿入管に密着させること。

(b) 差し込み式ゴムリング接続

- (i) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (ii) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。ここで用いるゴムリングは，エチレンプロピレンゴム又はこれと同等の硬さ，引張強さ，耐熱性，耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。
- (iii) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- (iv) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- (v) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

(c) 袋ナット接続

- (i) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (ii) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (iii) 挿入管差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (iv) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(d) ねじ込み式接続

- (i) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- (ii) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (iii) 継手を挿入管にねじ込むこと。

(e) フランジ接続

- (i) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (ii) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (iii) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

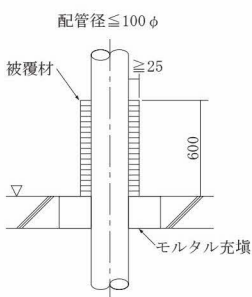
c 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

(※) 支持

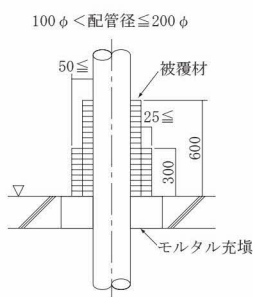
鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

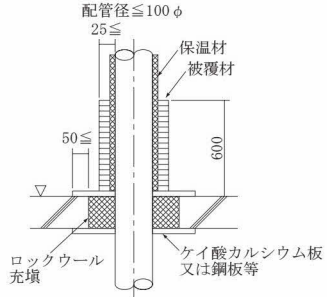
施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）



2.5 図8

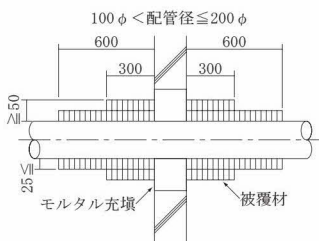


2.5 図9

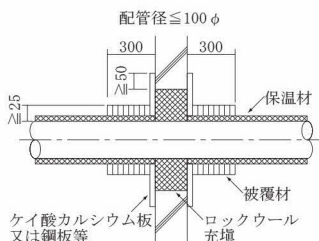


2.5 図10

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準



2.5 図11

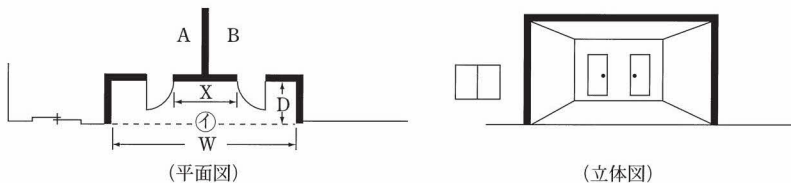


2.5 図12

(3) 外気が流通する部分（奥行5 m未満）の区画等で、次に適合するものは令8区画とみなす。

ア

- (ア) DはWより小さいこと。
- (イ) ①の内外に戸、シャッター（パイプシャッターを含む。）、たれ壁がないこと。
- (ウ) ピロティ部分は、耐火構造で、下地、仕上げとも不燃材料であること。
- (エ) 人の出入りにのみ供されていること。
- (オ) ピロティ部分に面する出入口の戸は、各1か所のみであり自動閉鎖装置付の防火設備としその他の開口部のないこと。
- (カ) X点から半径1.8m以内は、前記(1)ウのただし書きを適用する。

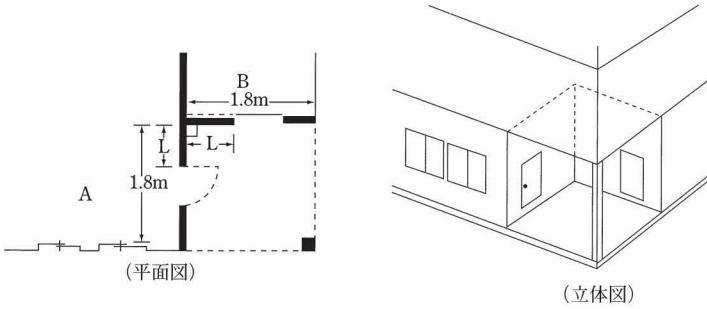


2.5 図13

イ

- (ア) ア(イ)から(カ)に同じ。
- (イ) Lはそれぞれ0.9m以上

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

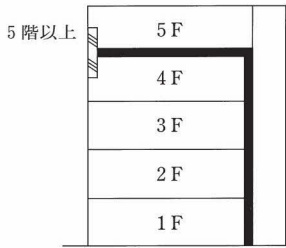


2.5 図14

(4) 令8区画と設備等技術基準の適用関係

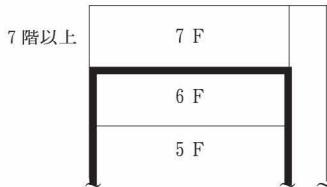
ア 連結送水管（令29）

(ア) 令8区画された5階以上部分の床面積が6,000㎡以上の場合に設置対象（5階部分のみ）となる。（令29①(2)）



2.5 図15

(イ) 令8区画された7階以上部分のみが設置対象となる。（令29①(1)）



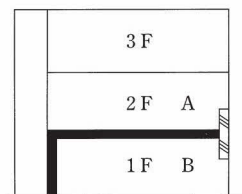
2.5 図16

イ 屋外消火栓設備（令19）

(ア) 令8区画された2階部分の床面積も基準面積（1・2階の床面積の合計9,000㎡以上（耐火建築物）、6,000㎡以上（準耐火建築物）、3,000㎡以上（その他の建築物））の算定に加える（耐火建築物及び準耐火建築物

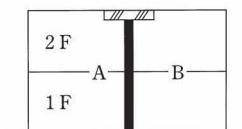
① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

を除く。）。



2.5 図17

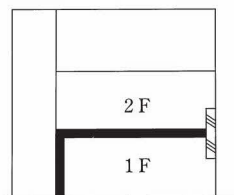
(イ) 基準面積の算定は、令8区画されたA、B部分を合計する（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）。



2.5 図18

ウ 消防用水（令27）

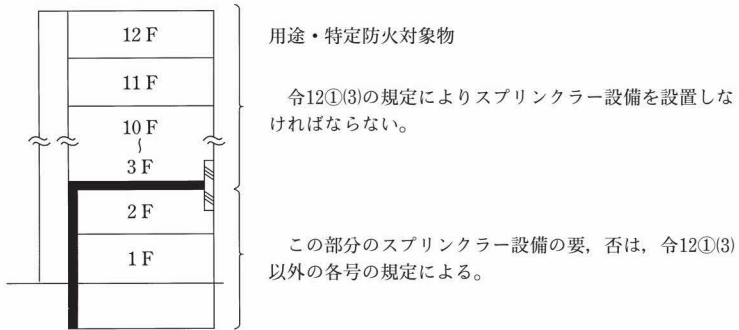
令8区画された2階部分の床面積も基準面積（1・2階の床面積の合計15,000㎡以上（耐火建築物）、10,000㎡以上（準耐火建築物）、5,000㎡以上（その他の建築物））の算定に加える。（令27①(1)）



2.5 図19

① I 第2 消防用設備等の設置単位（棟のとらえ方）等の基準

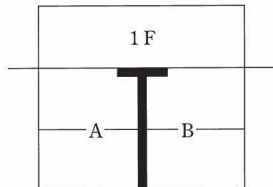
エ スプリンクラー設備（令12①(3)）



2.5 図20

オ 連結散水設備（令28の2）

基準面積（地階の床面積の合計 700 m²以上）の算定は、A、Bの部分ごとにする。



2.5 図21

2.6 敷地について

(1) 「敷地」とは、建基令1(1)で規定された敷地をいう。

ア 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。

イ 令19（屋外消火栓設備）②及び27（消防用水）②の「同一敷地」は、同一権原者が所有又は管理するものを指すものではなく建基令1(1)に規定された敷地をいうものである。したがって、建築物が用途上可分の関係にあって敷地割された場合は、その敷地割されたごとの敷地をいうものである。